

地域生活拠点整備のための相談支援体制の構築(案)

市

- 高齢者・障害者・こども横断的対応
 - 虐待防止・権利擁護
 - 3 障害横断的な対応

発達障害等相談センター
ひきこもり相談支援

地域の窓口

地域保健福祉支援チーム
○ 地域支え合い

連携

圏域相談支援事業所

- 一般相談支援
- 3 障害の専門的知識を活用した相談支援の技術的援助体制の推進
 - ・ 相談支援事業所の人材育成
 - ・ 支援困難事例への対応の強化
 - ・ グループホーム等地域生活体験利用の促進と調整
- 緊急ショートステイのアセスメント
- 休日・夜間相談機能の強化

連携強化により、将来(親亡き後等)と緊急時を考慮した支援を実施

指定特定相談支援事業所

- サービス利用計画
- モニタリング、日常生活の相談支援など将来と緊急時を見据えたプランニングを実施

平成28年度

1 地域支え合いの検証と課題の整理（市内2地域において検証）

障害者と地域の交流、地域保健福祉チームを窓口とした地域住民による支え合いの実施

2 親亡き後や緊急時を見据えた支援、計画作成にかかる事例検討

障害者の将来と緊急時を見据えたプランニングを実施するための事例検討の実施（ブロック会議、支援センター会議、計画相談事業所研修等）

平成29年度

1 市内全域での地域支え合いを実施（地域包括9地域）

2 圏域相談支援事業所と相談支援事業所（計画相談）の連携を強化した将来（親亡き後等）と緊急時を見据えたプランニングの実施

3 圏域相談支援事業所を中核とする、障害者の地域生活拠点の整備
（相談支援の技術的援助体制、休日・夜間相談機能、
緊急ショートアセスメント、地域生活体験の促進と調整）

※平成30年3月（国の障害者基本計画で目標とする期限）までに整備